



寄せられたハガキに  
目を通す市長



あすへの

市政に反映

寄せられた市民の声

四月一日から三十日まで行なった「第2回市長にはがきを出す月間」が終り、みなさんから建設的意見、要望が寄せられましたのでその概要についてお知らせします

○：市政に対する市民の要望や意見を市政に反映させ、住みよい町づくりを進めて行く目的で行なわれたこの月間で、八百八通のはがきが寄せられ、建設的な意見や要望など一千二百八件にのびりました。

○：前回(第1回目昭和42年6月)の月間における投函率は、三パーセント(一千二百三十通二千八十二件)でしたが、今回は一・九パーセント(八百八通一千二百八件)で、一・パーセントの減少となっています。

しかし、これは、昨年行なわれた「市長の現地視察と市民との対話」や地域別の懇談会の実施、そして「住みよいまちづくり第二次五年計画」による市政が着々とすすめられていることが、かなり市民に理解された結果によるものと思われま

す。○：寄せられた「市民の声」の内容を見ますと、道路・排水問題など土木関係が大半をしめ、四百七十八件、次に清掃・衛生関係の百二十五件、小中学校校舎新・改築など九十八件となっているほか、総合体育館の設置、住宅・公害問題にも大きな関心が寄せられていました。

市民の声の処理方法

○：寄せられた八百八通(一千二百八件)のはがきを窓口(総務部庶務課広報係)で要望事項別に整理し、担当部課へ連絡する

○：担当部課では、内容によっては、即決処理、また要望のあった現場や、家庭を訪問し、調査検討をすすめ、その結果を市長に報告、窓口でとりまとめ、回答を要するものについては、各個人宛にご返事を差し上げています。内容によっては、多少回答が遅れるものがあると思いますが、早めに処理するよう努めています。

○：今後とも、よりよい市政を行なうため、みなさんの一層のご協力とご理解をお願いします。◎なお、住所、氏名が記入されていないとか、無責任な非難や非建設的なものなどあって、回答のできなかったものがありました。ことをご了承ください。

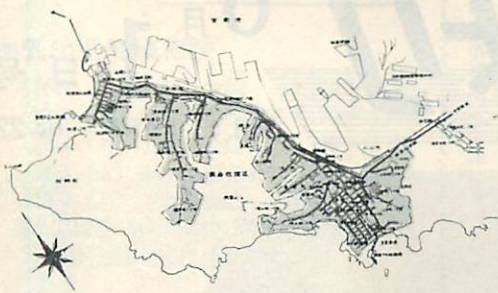
市の人口

|             |      |          |
|-------------|------|----------|
| 44. 5. 1 現在 | 住民登録 | 人口       |
| 人           | 口    | 183,419人 |
| 男           |      | 93,479人  |
| 女           |      | 89,940人  |
| 世帯数         |      | 46,990世帯 |



蘭西地区対象区域

■は対象区域



中島地区対象区域



# 下水道完備で 快適な生活を

## 受益者負担金制度のあらまし

住みよくなりきれいなまちで生活することは、だれしもの念願です。浸水から町を守り、ドブ川をなくし、快適な生活を約束する下水道の整備こそ現下の急務であります。しかし、下水道の整備には、多額の費用を要しますので、下水道を一日も早く完備させるためには十分な建設財源を確保しなければなりません。そのため、財源確保の唯一の解決方法として、下水道受益者負担金制度が採用されました。この制度は、下水道を完備することによって利益をうける方々に建設に要する費用の一部を負担していただくというものです。どうぞ、公共下水道の建設促進を図るためご協力をお願いします。

●負担金を納めていただく方は

区域内(別図表)の土地の所有者または権利者(土地を借りている方等)で、地積に応じて負担していただきます。また、現在、公共下水道を利用(排水設備、水洗便所)している、いないにかかわらず賦課されます。

●負担していただく金額は

負担金の算出は、昭和四十八年度(着工から完了予定)までに要する事業費の三分の一を区域内の総面積で除した額で、  
蘭西地区 一㎡ 九九円  
中島地区 一㎡ 一一五円  
が負担していただく金額です。

なお、自宅から公共下水道管までの設備工事費は自己負担です。

●負担金の支払い方法は

五年分割で一年を四期に分けて納めていただきます。ただし、昭和四十四年度は二期に分けて納付していただきます。

- 第一期 6月16日～6月末日
  - 第二期 8月16日～8月末日
  - 第三期 10月16日～10月末日
  - 第四期 12月16日～12月28日
- (四十四年度は)

第一期 10月16日～10月末日  
第二期 12月16日～12月28日  
なお、一括納付の制度もありますのでご相談ください。

●受益者の申告

六月中旬以降に、みなさんの所有地の地番、地目、地積を通知しますので、これにもついで申告していただきますが、土地を貸している場合は、借主と話し合いで連署して申告していただきます。この申告がない場合は、市長が公簿によって認定し、土地所有者に賦課しますので必ず提出してください。

●減免措置

土地の事情に応じて、減免の措置があります。この場合、現地調査を行ない、措置しますので申し出てください。  
※くわしくは、市役所下水道課(四階)におたずねください。

### みなさんを市の施設へご案内 「動く市政教室」を実施

(参加者募集)

|                    |       |
|--------------------|-------|
| ●期日と時間(9.30～15.30) | 募集人員  |
| 6月10日 20日          | 1回20名 |
| 7月1日 10日 21日       |       |
| 8月1日 11日 20日       |       |
| 9月1日 10日 19日       |       |

●申し込み(先着順)  
電話か往復はがきで  
(参加料は無料、昼食持参ください。)  
※詳しいことは  
市役所庶務課広報係へ(0111)

本市の行政相談委員に  
桜井・田中の両氏  
行政管理庁では、全国の市町村に「行政相談委員」を委嘱して、役所(国)の仕事に関する苦情の申し出を受け、必要なあっせんを行なっています。本市では、次のかたが、北海道管区行政監察局所属の「行政相談委員」として、さる四月一日、行政管理庁長官から委嘱発令されました。  
▲本市の行政相談委員▼  
桜井 正 助 氏  
住所 市内陣屋町110番地  
(電話) ④2804 大谷高校  
田 中 キ ヨ 氏  
住所 市内海岸町 3-13-10  
(電話) ② 4874 自宅  
※相談に關しての費用は、いっさいいりません。また、申し出についての秘密は守ることになっていますので、お気軽にご相談ください。



## 犬の放し飼いをやめよう 責任のある飼い方を

- ★ペットとして犬を飼う人が毎年ふえておりますが★
- ★無責任な犬の飼い方をすると隣人に非常に迷惑を★
- ★かけます。これでは動物愛護にはなりません。愛★
- ★情のきずなで動物とともに生活することは、とて★
- ★も美しいことです。責任のある飼い方をしよう！★

- 飼育心得
  - ① 年一回の登録と、春秋二回の狂犬病予防注射を受ける。
  - ② 犬は、オリ飼いをするようにつとめる。
  - ③ 鑑札、予防注射済票は、首輪に見やすく取りつける。
  - ④ 「犬」の表示板を、玄関先の見やすいところにはりつける。
  - ⑤ 鑑札をなくしたとき、また、所有者の氏名、住所などの変更があったときは、三十日以内に市衛生課を通じて保健所に届出る。
  - ⑥ 人や家畜に害を加えたとき、被害者および犬の所有者はその旨をすみやかに、市衛生課に届出る
  - ⑦ 犬が不用になったとき、また仔犬が生まれたときは、保健所か市衛生課に届出る。
  - ⑧ 犬の排せつ物は、衛生的に処理し、運動中でも路上に散乱させないようにする。



かけるのでやめる。

⑩ 野犬掃とうを、昼間夜間を問わず行なっておりますので、運動や用便のためにも放すことをしないようにする。

●犬の首輪に鑑札と注射票をつけていない犬、また、けい留されていない犬は、狂犬病予防法、市畜取締まりおよび野犬掃とう条例により、野犬として捕獲されたり棄殺されたりすることがありますので十分注意してください。

## 新築住宅の固定資産税 床面積要件が緩和

新築住宅に対する固定資産税の床面積要件が緩和されることになりました。

これによると、今まで、床面積八十五平方メートル以下の住宅に対して、三か年五割の固定資産税減額措置がされておりましたが昭和四十三年一月二日以降に新築された住宅について、床面積百平

ただし、併用住宅は居住部分全体の床面積の半分以上のもの、

② 家屋課税台帳または家屋補充課税台帳の登録価格が、三・三平方メートルあたり、木造八万円、耐火構造十二万円、簡易耐火構造十万円以下のものであること。

この緩和は、昭和四十三年一月二日以降に新築された家屋の所有者で、今年度の固定資産税第二期分以降から税額が調整されます。なお、該当される方は、税額変更通知書が送付されます。

## 市政モニター募集

(一般公募30名)  
次の要領で市政モニターを募集します。

- 募集人員 30名 (男女を問いません)
- 申し込み はがきに、住所、氏名、年令、性別、職業、連絡先電話番号を書き、市役所庶務課広報係 (市内幸町1~2)へ
- しめきり 6月20日まで
- 任期 1年間 (謝礼として記念品贈呈)

## 家族計画で 親と子の幸福を

あなたは、じょうずに赤ちゃんを生み、育てておられますか。保健所では、家族計画講習会を開いておりますので、気軽に受けてください。

- 日時 6月27日(10時~12時)
- 場所 室蘭保健所会議室
- 受講料 無料
- 希望者は、電話(91331)かハガキで申し込んでください。定員三十名になり次第しめきります。



マイホーム  
①

## 宅地の購入は

せっかく家を建てようと思っ  
て買った土地が、雨や雪どけな  
どで、水びたしになったり、土  
砂くずれ、あるいは、転用許可  
にならない農地や面積不足にな  
るなどの問題がよくあります。  
宅地を購入するときは、つき  
のこと気をつけることがかん  
じんです。

イ、売主の身もとを調べる、本  
人であるかどうかを調べるこ  
と。

ロ、公簿の調査をすること。  
法務局(登記所)で土地登記  
簿を閲覧する(手数料は40円)  
これは、土地の地番、地目、





# はやめに

## 引揚者特別交付金の申請手続きを

### 申請手続きを

市福祉事務所では、引揚者特別交付金の申請を受けております。

外地に終戦日まで引続き一年以上生活の本拠を有していた方および引揚前後に死亡された方の遺族(配偶者、子、父母、孫)の方は早めに申請手続きをしてください

●申請期間 昭和四十五年三月三十一日まで

#### 国庫債券の買上償還と担保貸付をします

国庫債券の交付を受けた方で、買上償還および担保貸付を希望される方は、市福祉事務所社会課へ相談ください。

相談ください。

#### ●買上償還の対象者

- ①生活保護を受けている方
- ②生活保護を受けていないが、生活保護を要する状態になるおそれのある方
- ③七十才以上の老令者で、扶養義務者のいないような方
- ④その他特殊な事情のある方

#### ●担保貸付対象者

事業資金として担保貸付を受けたい方は、市福祉事務所社会課(②111)におたずねください。

### 教育相談室を



#### ご利用ください

教育研究所では、子どもさんの問題で、困っていることについて相談を受けておりますのでおいでください。

#### ●相談日 毎週月・火・金

(13時30分~16時30分)

#### ●場所 室蘭市教育研究所 (文化センター3階)

#### ●相談内容

- イ 性格や行動に関すること
- ロ 知識や学問に関すること
- ハ 身体や神経に関すること
- ニ しつけや環境に関すること
- ホ 知能検査

### 日赤奉仕団員を

#### 募集しています

私たちの社会を、みんなの力で

もっと健康的な、住みよく明るいところにするため、また、不時の災害などの罹災者をすみやかに救うために、日本赤十字社では、奉仕団員を募集しております。

奉仕団は、赤十字の理想とする人道的精神に基づき、明るく健康的な社会を建設するために、自らの時間と労力を奉仕する方の集りで、つぎの奉仕活動を行います。

- ① 災害救護に関する奉仕
- ② 保健衛生等に関する各種事業への奉仕

### 輪西地区の

#### 地籍調査終る

昭和三十九年度から行なわれてきた輪西地区(輪西町、みゆき町、大沢町、仲町、東町五丁目)の一部の地籍調査がこのほど終り、この測量結果に基づき、法務局室蘭支局で登記簿の書き替えを行なっております。

この調査は、輪西地区の地籍を明確にするもので、これからの、輪西地区の土地を登記する場合は新しい地籍図、地籍簿が使用されます。

なお、登記簿の書き替え作業は六月末までの見込みですが、この間、書き替えの済んでいない土地で、その土地の登記申請があるときは、国土調査の登記が行なわれたあとで処理されることになりましたので、一般の方の登記手続きには支障ありません。

※くわしくは、市土木課調査係におたずねください。



### ●乳幼児健康相談

|          |         |             |
|----------|---------|-------------|
| 6月16日(月) | 市職員会館   | 9.00~11.00  |
| 17日(火)   | 衛生課輪西分室 | 9.30~11.00  |
| 23日(月)   | 市職員会館   | 9.00~11.00  |
| 24日(火)   | 市本輪西支所  | 13.00~14.00 |
| 30日(月)   | 市職員会館   | 9.00~11.00  |

※7月は乳幼児一斉検診を行ないますので乳幼児健康相談は休みます。

### ●一般住民結核検診

☆対象 一般市民  
☆実施種目 ツ反、BCG、間接写真撮影  
☆検診料 無料  
☆日程

|         |            |             |
|---------|------------|-------------|
| 6月9日(月) | 水元保育所      | 10.00~15.00 |
| 10日(火)  | 高砂出張所      | 10.00~15.00 |
| 11日(水)  | 高砂小学校      | 10.00~15.00 |
| 12日(木)  | 浅沼会館       | 10.00~15.00 |
| 16日(月)  | 中島西口会館     | 10.00~15.00 |
| 17日(火)  | 市中島支所      | 10.00~15.00 |
| 18日(水)  | 日の出町会(松浦方) | 10.00~15.00 |
| 19日(木)  | 市東支所       | 10.00~15.00 |
| 23日(月)  | 東町会館       | 10.00~15.00 |
| 24日(火)  | 血液センター     | 10.00~15.00 |
| 25日(水)  | イタンキ町会館    | 10.00~15.00 |
| 26日(木)  | 旭町会館       | 10.00~15.00 |

※レントゲン撮影は着衣のまま受けれます

### ●牛乳または粉乳の支給

市では、保健指導の一環として、次の世帯の母子に対し、牛乳(1日1本)または粉乳を無料で一定期間支給しますので申請してください。

#### 支給対象世帯

- イ生活保護世帯の妊産婦および乳幼児
- ロ市民税非課税世帯の妊産婦および乳幼児
- ハ市民税均等割のみ世帯の妊産婦および乳幼児